

○北広島市社会福祉施設整備費補助要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市において社会福祉施設(社会福祉法(昭和26年法律第45号)に基づく社会福祉事業を行うための施設をいう。以下同じ。)その他これに類する施設の新設、修理、改造、拡張その他市長が必要と認めた施設の整備(以下単に「整備」という。)を行う者に対する補助金の交付に関し、別に定めがあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 国庫補助金又は北海道補助金の交付を受けて別表に掲げる施設を整備する事業
- (2) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第5条第1項の規定により市が策定する計画に基づき国が交付する地域介護・福祉空間整備等交付金の交付対象となる施設整備事業のうち、別表第5号に掲げる施設を整備する事業
- (3) 北海道石狩振興局が定める地域づくり総合交付金制度要綱第2の表事業区分の欄1の(2)に規定する福祉振興・介護保険基盤整備事業のうち、別表第1号又は第6号に掲げる施設を整備する事業
- (4) 北海道が定める介護サービス提供基盤等整備事業費交付金交付要綱第2の1に規定する地域密着型サービス等整備助成事業のうち、別表第7号に掲げる施設を整備する事業
- (5) 前各号のほか市長が特に必要と認める事業

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助の対象となる者は、前条に規定する事業を行う法人とする。

(補助対象経費)

第4条 この要綱による補助の対象とする経費は、第2条第1号から第5号までに規定する補助金若しくは交付金の対象経費又は同条第6号に掲げる事業に係る経費のうち市長が別に定める経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、市長が別に定める。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付、決定等に関しては、北広島市補助金等交付規則(昭和61年北広島町規則第10号)の規定するところによる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、保健福祉部長及び子育て支援部長が別に定める。

別表(第2条関係)

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第4項に規定する児童福祉施設(保育所に限る。)
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
- (3) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を行う施設
- (4) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設
- (5) 児童福祉法第6条の3第13項に規定する病児保育事業を行う施設
- (6) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則(平成元年厚生省令第34号)第4条第1号から第6号まで又は第6条第7号に規定する施設
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく共同生活援助を行う施設
- (8) 北海道が定める介護サービス提供基盤等整備事業実施要綱第2の5の(1)のAからサまでに規定する施設
- (9) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園(同条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を除く。)